二〇〇六	八戸貯油施設	青森県上北郡おいらせ町	国有
五一一九	針尾住宅地区	佐世保市	国有
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	名護市	国有
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市	国有

◎使用条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一三	横田飛行場	東京都西多摩郡瑞穂町	国有	土地：約六平方メートル ガス管を設置するため、土地の使用条件を変更する。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

1　北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
2　北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
3　北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
4　北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十五年七月十八日から同月三十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

工作物：送油管等
送油管等として追加提供する。
建物：約四、〇〇〇平方メートル
工作物：門等
学校等として追加提供する。
建物：約一三、〇〇〇平方メートル
工作物：門等
下士官宿舎等として追加提供する。
工作物：舗床等
駐機場等として追加提供する。

○近畿地方整備局告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第六百六十七号南部大阪都市計画道路事業

三・四・二百十七―八号堺港大堀線

三　事業施行期間　自平成九年三月十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府松原市天美我堂六丁目、天美我堂五丁目、北新町四丁目、天美南三丁目及び天美南五丁目地内

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十七日

北海道開発局長　関　博之

一(一)　道路の種類　一般国道
路線名　三十七号
(二)　道路の区域

(三)	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
(四)	室蘭市中島町一丁目二番五から同市中島町二丁目一〇〇番六まで	前	二二・〇〇～七九・〇〇メートル	二・二七〇キロメートル
		後	二二・〇〇～二四・八九メートル	

二(一)　道路の種類　一般国道
路線名　二百三十二号
(二)　道路の区域

(三)	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
(四)	北海道天塩郡遠別町字北浜一七一番一五から同町字北浜一七一番一四まで	前	一八・一九～一八・四四メートル	一・一五キロメートル
		後	二〇・二〇～二〇・〇一五メートル	
	北海道天塩郡遠別町字北浜七九番一五地内	前	一六・六一～二四・〇八メートル	一・一五キロメートル
		後	一六・六一～二四・〇八メートル	

三(一)　道路の種類　一般国道
路線名　二百三十九号
(二)　道路の区域

(三)	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
(四)	名寄市字朝日一二八番一二から同市字朝日一二八六番六まで	前	二三・〇〇～二五・〇〇メートル	二・一八六キロメートル
		後	二四・〇〇～三八・二四メートル	

四(一)　道路の種類　一般国道
路線名　二百四十号
(二)　道路の区域

(三)	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
(四)	釧路市阿寒町飽別原野基線二〇番二から同市阿寒町飽別原野基線二〇番二地先まで	前	二二・八六～四〇・二二メートル	二・一三キロメートル
		後	二二・八六～四五・六二メートル	

五(一)　道路の種類　一般国道
路線名　二百七十五号
(二)　道路の区域

(三)	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
(四)	深川市字摩一七八七番から同市字摩一〇七九番一まで	前	一八・一六～一八・四五メートル	一・七二キロメートル
		後	一八・一八～二二・六四メートル	一・七二キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部